

●令和7年4月30日 厚生労働省告示第153号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

43 令和7年4月30日 水曜日 官 報 (号外第96号)	
○厚生労働省告示第百五十二号 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十一年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年五月一日から適用する。 令和七年四月三十日	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 十一 削除（略） 十二 二十四（略） 二十五 削除（略） 二十六 五十七（略） 五十八 ギルテリチン二重投与療法 進行胃癌非小細胞肺癌（ロルラチン二重投与療法）が不適格であるもの又はロルラチン二重投与療法に抵抗性を有するものであって、ALK融合遺伝子陽性のものに限る（略）
	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 十一 シクロホスファミド静脈内投与及び自家末梢血幹細胞移植術の併用療法（全身性強皮症（ステロイド又は少なくとも一種類のステロイド以外の免疫抑制剤に抵抗性を有するものに限る）） 十二 二十四（略） 二十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行胃癌固形がん（非小細胞肺癌がん、乳がん、胃がん、大腸がん、膵がん又は胆道がんに限る） 二十六 五十七（略） （新設）
○厚生労働省告示第百五十三号 診療報酬の算定方法（平成二十一年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等の一部を次の表のように改正し、令和七年五月一日から適用する。 令和七年四月三十日	別表第九 在宅自己注射指導管理料 同職注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬（略） ロザノリキスズマブ製剤 レプリキスズマブ製剤
	別表第九 在宅自己注射指導管理料 同職注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬（略） ロザノリキスズマブ製剤 （新設）
○厚生労働省告示第百五十四号 保険医療機関及び保険医療業担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年五月一日から適用する。 令和七年四月三十日	第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血漿凝固第Ⅲ因子製剤、乾燥濃縮人血漿凝固第Ⅲ因子加活性化第Ⅲ因子製剤、乾燥人血漿凝固第Ⅲ因子製剤、遺伝子組換え型血漿凝固第Ⅲ因子製剤、乾燥人血漿凝固第Ⅲ因子製剤、遺伝子組換え型血漿凝固第Ⅲ因子製剤
	第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血漿凝固第Ⅲ因子製剤、乾燥濃縮人血漿凝固第Ⅲ因子加活性化第Ⅲ因子製剤、乾燥人血漿凝固第Ⅲ因子製剤、遺伝子組換え型血漿凝固第Ⅲ因子製剤、乾燥人血漿凝固第Ⅲ因子製剤、遺伝子組換え型血漿凝固第Ⅲ因子製剤

官報発行サイト（<https://www.kanpo.go.jp/20250430/20250430g00096/20250430g00096043f.html>）を加工して作成